

北海道告示第 11123 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 6 年 7 月 9 日

北海道知事 鈴木 直道

登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者		登録有効 期限
					名称	住所	
北海道 第 2917 号	炭酸カルシウム肥料	6.0 炭酸 苦土石灰 肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 6.0	その他の 制限事項 は公定規 格のとおり	浦河石灰 工業株式 会社	浦河郡浦 河町字西 幌別 276 番 地	令和 12 年 8 月 1 日